

意見書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局
放送政策課 へ

郵便番号 810-8575

住所 福岡市中央区渡辺通り二丁目1-82
電気ビル別館6階

氏名 藤丸 肇

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙の通り意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
全体			「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」と、その帯域を確保していることに賛同する。加えて「既存ラジオ放送のノウハウの活用」の記述も高く評価したい。今後は、「マルチメディア放送」サービスの実現を目指すため、現行のFM放送の実績やノウハウの活用を望みたい。
14頁	表中央	全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。	「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けを望みたい。
16頁	最終行	「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により…	「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、設備投資や収入面での困難が予想されるため、早期のエリア確保の義務付けなどは行わないよう配慮を望みたい。
21頁	4行 (注1)	V-LOWは、(中略)受信用アンテナが長くなり、携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある。 V-LOWに対応するチューナーの内蔵は考えていない、とのことであった。	今後の技術革新により携帯端末での受信がV-LOWでも、可能になることを留意し、その旨の記載を求めたい。V-LOWを使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないようにしてほしい。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30頁	11行	このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。	ハード・ソフトは一体である事業形態が望ましいが、ハード整備への投資などを考えると、ハード・ソフト分離型も賛同できる。その場合、ソフト事業者の編成権を保障することは極めて重要である。そのためにもソフト事業者に、認定制などの仕組みを制度として設けていただきたい。
31頁	20行	マルチメディア放送についても、放送局に係る表現の自由享有基準を適用することが必要である。(中略)基本的には緩和の方向とすることが適当である。	「マルチメディア放送」では、「放送局に係る表現の自由享有基準」を適用しつつも、「緩和の方向」としたことを支持する。その場合、既存放送事業者と新規参入者が不公平にならないように望みたい。
32頁	25行～	こうした点で、NHK が有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。	NHK の技術面でのノウハウや施設は国民的な財産とも言える。マルチメディア放送のあまねく普及や事業的発展のためにこの財産が活用されるような制度整備を望みたい。
34頁	7行	こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。ただし…	現行のアナログ音声放送には、すでに地域に根ざした、すぐれたコンテンツが多い。そうした人気コンテンツは、マルチメディア放送の普及にも効果があると思われる。従って、アナログ放送のサイマル放送は欠かせないものと考えられる。